

大山町告示第174号

指名競争入札に係る指名停止の公表について

大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条に係る指名停止について、同要綱第12条第4項に基づき別紙のとおり公表する。

令和7年8月1日

大山町長 竹口大紀

令和 7 年 8 月 1 日現在

指名停止を行った有資格業者、指名停止期間及び指名停止理由

項目	内容
(1) 指名停止を行った有資格業者名	有限会社大工屋 〒689-3303 鳥取県西伯郡大山町所子1331番地1
(2) 指名停止の期間	令和7年8月1日から令和8年1月31日まで (6ヶ月)
(3) 指名停止の理由	大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱 第3条第1項別表第2-10号に該当 令和7年7月16日執行の大山中学校トイレ改修工事において、落札したにもかかわらず、契約辞退は不誠実であると認められるため。